

自然再生・循環社会対策特別委員会（平成23年9月定例会）

発 言 者	発 言 要 旨
井上（航）委員	<p>1 資料1ページ「1 循環社会への農業・農村の貢献」について、農山村の定義は何か。地域的な分布や数、農山村で暮らす人口など、現在、農山村がどういう状況にあるのか教えてもらいたい。</p> <p>2 今定例会の一般質問において、県は水資源地域の保全についての条例を検討していると答弁した。同条例は、循環型社会に向けた農林業・農山村づくりにも大きく関わってくると考えるがどうか。</p> <p>3 資料2ページ「水田と農業用水が支える水循環」について、水田の面積、担い手の状況について教えてもらいたい。</p> <p>4 資料4ページ「（2）農山村バイオマスの利活用」について、農山村バイオマス全体の利活用率は78%とのことだが、利活用率の推移はどうなっているか。年々増えているのか。 また、農山村バイオマス相談窓口の対応状況はどうなっているか。 さらに、「農山村バイオマス利活用推進計画」の中に全国と比較して食品残さの割合が多いことが書かれているが、その理由は何か。また、今年度が計画の最終年度だが、達成状況はどうか。</p> <p>5 林業従事者の推移はどのような状況か。 また、県内の木質ペレット生産量が伸びているとのことだが、製造された木質ペレットは全て消費されているのか。</p>
農業政策課副課長	<p>1 農山村の定義については、具体的に特定の地域を指しているものではない。ある程度、農林業が行われている地域を広く表しており、中山間地域をはじめ都市部から離れた地域だけでなく、都市部に近接、隣接した地域も含めている。</p> <p>3 水田面積の推移については、平成22年が44,100ha、10年前の平成12年が51,200haで減少傾向にある。 また、水田の担い手については、主穀部門の企業的農業経営体が県内に209経営体ある。全体の農地は減少しているが、規模拡大を進めることで水田農業の振興を図っていきたい。</p>
農村整備課長	<p>3 水田面積の減少と農業用水の関係だが、農業用水には量と高さという問題があり、水田の面積が減ったことにより、必ずしも農業用水が減少するというものではない。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
農業ビジネス支援課長	<p>4 農山村バイオマス全体の利活用率は、平成19年、平成20年では76%、平成21年、平成22年は78%となっている。</p> <p>相談窓口での相談件数は、平成22年度に52件あり、制度の問い合わせや事業化の相談などがあった。</p> <p>食品残さの割合が多い理由として、本県は人口が多いということと、食料品製造出荷額が全国3位で食品製造業が多いためと思われる。</p> <p>食品残さについては、収集に課題があることなどから目標の9割となっている。今後は少しでも利活用率が向上するよう普及啓発等に取り組んでいきたい。</p> <p>また、計画の達成状況について種類ごとに見ると、家畜排せつ物は目標の100%に対して99%、稲わら・麦わらなどの農産物の非食用部は目標の88%に対して87%とほぼ達成している。</p>
森づくり課長	<p>2 条例の目的は、水資源の保全であることから、農山村、森林の保全につながると考える。今後は県庁内の調整会議等で検討していきたい。</p> <p>5 林業就業者については減少傾向にある。国勢調査によると昭和50年に1,300人程度だったのが、平成17年には268人となっている。</p> <p>また、木質ペレットについては、ストーブやボイラー等で使用されており、そのほとんどが消費されている。</p>
農業政策課副課長	<p>3 先ほど、大規模な企業的農業経営体について、主穀部門の企業的農業経営体が県内には209経営体あると答弁したが、農業全体とすると、3,006経営体がある。</p>
井上（航）委員	<p>1 昨年度、食品関連事業者から排出される食品残さの利活用率が、49%であり、利活用が進んでいないが、今後、どのように利活用率を高めていくのか。また、併せて家庭や飲食店から排出される生ゴミの減量化も必要と考えるがどうか。</p> <p>また、現在のバイオマス利活用推進計画は平成23年度までであるが、今後の方針をどのように考えているのか。</p> <p>2 県内では、稲わらを飼料としてではなく、土に混ぜて、肥料として利用する「すき込み」の方が多いとのことだが、安心して再</p>

発 言 者	発 言 要 旨
井上（航）委員	<p>利用できるように、稲わらに含まれる放射性物質の調査結果を公表するべきと考える。調査状況はどうなっているのか。</p> <p>3 林業の付加価値を高める工夫が必要だと考えるが、どのように工夫されているのか。</p>
農業ビジネス支援課長	<p>1 食品リサイクル法では事業者ごとに目標を定め、利活用率を高めることとしており、事業者に対し、更なる意識啓発に努めていきたい。</p> <p>また、利活用計画については、国が策定した計画に準じて平成24年度からの県計画を策定する準備を進めている。</p>
生産振興課長	<p>2 県内を4地域に分け調査を行った結果、調査を行った全地域で放射性物質の暫定許容値を下回っており、県内全域で稲わらの流通・利用が可能となった。</p> <p>ただし、稲の収穫が終わっていない5市については、玄米に含まれる放射性物質の調査の結果、暫定許容値を下回れば流通・利用が可能となる。</p>
資源循環推進課長	<p>1 家庭から排出される生ゴミの減量化については、市町村が主体となり、コンポストの普及などを進めている。</p> <p>飲食店の生ゴミ減量化については、食品残さの削減に取り組んでいる外食産業等を県のホームページで紹介する「エコぐるめ事業」等を通じ、啓発していく。</p>
森づくり課長	<p>3 材価が高かった頃、柱材は4面無節とするために枝打ちを行うなどしたが、材価が低迷している現在、いかに安く出すかが課題である。このため、機械化などでできるだけコストをかけずに搬出し、所有者に利益を還元することが取組の方向である。</p>